

世羅町健康増進計画等策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、世羅町健康増進計画等策定業務（以下「本業務」という。）に係る契約相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

世羅町健康増進計画等策定業務

(2) 業務内容

世羅町健康増進計画等策定業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和10年3月31日

3 提案上限額

7,282,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

令和8年度上限額：2,794,000円

令和9年度上限額：4,488,000円

※提案に当たっては各年度の上限額を超えないものとする。

4 スケジュール

実施内容	期日
公募の開始（公告日）	令和8年7月1日（水）
質問書の提出期限	令和8年7月8日（水）午後3時（必着）
質問書に対する回答期限	令和8年7月13日（月）まで
参加申込書の提出期限	令和8年7月17日（金）午後5時（必着）
企画提案書等の提出期限	令和8年7月29日（水）午後5時（必着）
審査（プレコンテションの実施）	令和8年8月6日（木）午後予定
審査予備日（プレコンテションの実施）	令和8年8月10日（月）午後予定
審査結果の通知	令和8年8月中旬（予定）
契約締結	令和8年8月下旬～9月上旬頃（予定）

5 参加資格

本プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から契約締結日までの期間に、世羅町の入札参加資格者指名除外の対象となっていないこと。
- (3) 公告日から契約締結日までの期間に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始

の申立てがなされていない者であること。

- (4) 世羅町暴力団排除条例（平成 23 年世羅町条例第 11 号）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 世羅町の令和 8 年度 物品・役務業務等入札参加資格者名簿の業務分野「保健・福祉（保健福祉計画）」部門に登録された者であること。
- (6) 1 自治体以上で健康増進計画及び食育推進計画の策定の実績があること。

6 関連図書の閲覧

(1) 閲覧期間

公告日から令和 8 年 7 月 29 日（水）午後 5 時まで

(2) 閲覧方法

世羅町ホームページに掲載

(3) 説明会

実施しない

(4) 閲覧資料

- ア 世羅町健康増進計画等策定業務公募型プロポーザル実施要領
- イ 世羅町健康増進計画等策定業務仕様書

7 質問の受付及び回答

本プロポーザル及び本業務に関する質問については、質問書（様式第 3 号）により受付ける。

(1) 提出期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）から令和 8 年 7 月 8 日（水）午後 3 時（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式第 3 号）に質問事項を記載し、世羅町健康保険課のメールアドレスへ送信すること。メールタイトルは、「プロポーザル質問書」とする。

メールアドレス：kenkohoken@town.sera.hiroshima.jp

なお、町が受信した旨を電子メールで返信するが、返信がない場合は電話で確認を行うこと。

(3) 回答方法及び期限

質問に対する回答は、令和 8 年 7 月 13 日（月）までに世羅町ホームページに掲載する。

8 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望し参加資格を満たす者は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出書類

参加申込書（様式第 1 号） 1 部

(2) 提出期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）から令和 8 年 7 月 17 日（金）午後 5 時（必着）

(3) 提出方法

持参、電子メール、又は郵送により提出すること。

持参による提出の受付時間は、土日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで。

郵送で提出した場合は、提出期限までに電話で受付状況の確認を行うこと。

なお、提出期限までに到着しない参加申込書は受け取らない。

(4) その他

ア 参加者は、参加申込書（様式第1号）の提出をもって、本実施要領記載の内容を承諾したものとみなす。

イ 参加申込書の提出後、辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第2号）

イ 会社概要（任意様式、パンフレット可）

ウ 業務実績（任意様式）

参加資格要件の、健康増進計画及び食育推進計画の策定業務の実績が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

エ 業務実施体制、予定担当者（総括責任者及び業務担当者）の氏名、経歴、業務実績等（任意様式）

※総括責任者にあつては1名を、業務担当者にあつては1名以上をそれぞれ配置すること。また、総括責任者が業務担当者を兼ねることは認めない。

オ 企画提案書（任意様式）

企画提案書に、次の内容について記載したものを添付すること。

① 実施方針

② 実施体制、担当者の役割

③ 世羅町健康増進計画等の構成案

④ 業務スケジュール及び業務遂行方法

⑤ 業務フロー

⑥ 世羅町健康増進計画等策定支援にあつての計画書の内容の独自性、見やすさ、わかりやすさなど

⑦ 上記以外の提案及び特にアピールしたい事項

カ 見積書（任意様式）

仕様書に記載の業務について、「3 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）」の範囲内で見積書を作成すること。内訳として令和8年度業務、令和9年度業務を分けて記載すること。

(2) 提出部数

正本1部、副本6部（副本はコピー可）をフラットファイル（A4判）に左とじとすること。

(3) 提出期間

参加申込書提出受付後から令和8年7月29日（水）午後5時（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参による提出の受付時間は、土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで。

郵送で提出した場合は、提出期限までに電話で受付状況の確認を行うこと。

なお、提出期限までに到着しない企画提案書は受け取らない。

(5) 企画提案書の作成方法

- ア A4判縦、使用言語は日本語とする。
- イ 印刷色は、カラー、白黒を問わない。
- ウ ページ数は、10ページ以内（表紙含む。）とし、ページ番号を付すこと。
- エ 提出する書類の印刷方法（片面・両面）の指定はない。
- オ 書式・書体は自由形式とするが、フォントの大きさは、原則 11 ポイント以上とする。

(6) その他

- ア 企画提案書は、1者につき1案とする。
- イ 企画提案書を受付けた後の追加、修正及び差替えは、町から指示があった場合を除き一切認めない。

10 プレゼンテーションの実施

参加資格を満たす提案者に対し、次によりプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）を実施する。なお、応募が多数の場合（4件を超える場合）は、書類による一次審査を実施し、その審査を通過した提案者のみプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。この場合は、一次審査結果を提案者に対し通知する。

(1) 実施日

令和8年8月6日（木）午後予定

(2) 実施場所

世羅町役場 本庁舎 会議室

(3) 予備日

気象警報等の発令によりプレゼンテーションが実施できないことが見込まれる場合は、予備日の令和8年8月10日（月）に変更する。この場合は令和8年8月5日（水）午後5時までに参加者全てに連絡する。

(4) 実施方法

- ア プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とする。
- イ プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づいた内容とし、当日の追加資料は認めない。ただし、町から提出を求められた資料等については、この限りでない。
- ウ 実施時間は1事業者につき25分以内（プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分以内）とし、出席者は3名以内とする。
- エ プレゼンテーション実施会場には、長机、椅子、電源、スクリーン、ホワイトボードは備えているが、その他必要なもの（パソコン等）があれば提案者自身で準備すること。なお、パワーポイント等により説明を行うことは可能とするが、パワーポイント等の内容は、提出した企画提案書に記載の内容のみとし、企画提案書に記載のない内容（文字及び図表等を含む。）を追加することはできない。

(5) その他

時間及び場所の詳細については、企画提案書の提出後に別途通知する。

11 評価項目及び評価基準

「世羅町健康増進計画等策定業務公募型プロポーザル評価基準（以下「評価基準」という。）（別紙1）」のとおり。

12 選考方法

- (1) 審査は、世羅町健康増進計画等策定業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。審査委員会は、町の職員5名で構成する。
- (2) 審査は、評価基準に基づき、提出された企画提案書、プレゼンテーションにより行う。
- (3) 選考の結果、評価基準に基づく評価点の合計が最も高い参加者（以下「最高得点の参加者」という。）を優先交渉権者とし、契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次点の者と交渉を行う。
- (4) 最高点が同点の場合は、審査委員の多数決により選定する。
- (5) 全ての参加者の企画提案内容が仕様書の水準を満たしていないと審査委員会が判断したときは、優先交渉権者を選定しない。
- (6) 最高得点の参加者が最低基準点に満たない場合は失格とし、改めて優先交渉権者の選定を行う。

13 結果の通知

選考結果は、優先交渉権者が決定後、2週間以内に文書にて全ての提案者に対して郵送により通知する。ただし、欠格となった場合は、別途通知する。

14 契約手続

- (1) 予定価格の範囲内において、優先交渉権者と随意契約を行うものとする。
- (2) 契約においては、世羅町財務規則（平成16年世羅町規則第38号）第74条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。
- (3) 優先交渉権者と町とは、後日、契約交渉（業務内容、仕様書、経費等）を行った上で、再度正式な見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (4) 個人情報を取扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に取扱うものとする。また、本業務の履行に関し、受託者の責に帰する故意又は重大な過失により町又は第三者に対して損害を及ぼしたときは、受託者がその損害額を負担するものとする。ただし、その損害が天災その他の不可抗力によるときは、その負担について町と受託者で協議の上定めるものとする。

15 失格事項

参加申込書を提出した日から契約締結日までに次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たしていない場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した場合
- (3) 企画提案書の見積金額が提案上限額を超えている場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があることが発覚した場合
- (5) 本要領及び仕様書に記載の内容を満たしていない場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた場合

16 企画提案書の取扱い

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。
- (2) 提出書類は、本プロポーザルに係る審査以外には、提出者に無断で使用しない。

ただし、世羅町情報公開条例（平成 16 年世羅町条例第 9 号）の規定に基づく開示請求があったときは、不開示情報に該当するものを除き開示対象とする。

17 その他

- (1) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、全て参加者の負担とする。
やむを得ない場合により、本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を町に請求することはできない。
- (2) 審査結果に関して一切の質疑、異議、申立てを受付けない。
- (3) 契約者は 9（1）エによる総括責任者及び業務担当者を本業務に配置すること。
- (4) 契約締結後に、参加申込書等に虚偽の記載が発覚した場合は、契約を解除し、世羅町建設工事等請負業者指名除外基準要綱（平成 16 年世羅町告示第 104 号）に基づく指名除外を行うことがある。

18 提出先及び問合せ先

世羅町 健康保険課 健康増進係

〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字本郷 947 番地

電 話：0847-25-0134（直通）

F A X：0847-25-0070

メールアドレス：kenkohoken@town.sera.hiroshima.jp